生活福祉資金に関する重要事項説明書

○生活福祉資金は公費（税金）を財源とした、貸付制度です。

○貸付したお金は、必ず償還（返済）していただく必要があります。

○貸付したお金を償還していただき、そのお金を、次に必要となる方に貸付けすることで、限りのある財源を有効活用している社会福祉の制度です。

生活福祉資金（教育支援資金）に関する留意事項

□１　生活福祉資金（教育支援資金）を申し込むにあたり、本資金よりも有利な制度（授業料等の減免や日本学生支援機構の給付型奨学金・第１種奨学金（以下「修学支援新制度」という。））の利用申し込みは、必ず行ってください。

□２　修学支援新制度が活用できることが決定された場合には、その内容がわかるもの（減免の通知や奨学生証等）を社会福祉協議会に提出してください。活用できなかった場合も、同様に、その内容がわかるものを社会福祉協議会に提出してください。

提出がなかった場合には、貸付契約を解除する場合がありますが、解除されても異議はありません。

□３　修学支援新制度が活用できた場合、今回申込される教育支援資金と重複した資金については、速やかにその資金を償還してください。

□４　この貸付は、学生本人に対する貸付です。一人暮らしとなった場合や、就職が決まって引越しした場合等で、学生本人の住所が変わった場合は、必ず、住所等変更届を社会福祉協議会に提出してください。

＜以下該当する場合のみ＞

□５　本会が実施している他の公的資金について、事業説明を受けました。

　　　（介護福祉士等修学資金、保育士修学資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金）

□６　前項の貸付けが決定されたときは、本会及び市町村社会福祉協議会に申し出るとともに、生活福祉資金（教育支援資金）を全額一括償還となることについて、異議はありません。

上記の事項について、説明を受け、内容を了承し同意します。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　借入申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※本書のコピーを、借入申込者に渡してください（原本は県社協に提出）。